

令和4年7月15日

農業委員会総会会議録

注： この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

第 2 5 回 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

1 開催日時 令和4年7月15日（金） 午前9時

2 開催場所 柳井市役所3階大会議室

3 出席委員	1 番	岡本 幸子 君	2 番	鈴木 喜義 君
	3 番	中元 茂雄 君	4 番	下土井 進 君
	5 番	榎本 正男 君	7 番	寺西 久美子 君
	8 番	原田 淳一 君	9 番	吉弘 功 君
	10 番	大崎 正男 君	13 番	宮本 三雄 君

4 欠席委員	6 番	岩政 幸人 君	11 番	勝本 澄人 君
	12 番	齋藤 貴之 君		

5 説明のため出席した者

事務局 長	下前 真一 君
事務局 次長	松村 和裕 君

6 記事ならびに議事録調整者

職 員	伊藤 義人 君
-----	---------

会議に付議した事項

- | | |
|-----------|--|
| 議案第 119 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 120 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 121 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 122 号 | 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業） |
| 議案第 123 号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の決定について |

第25回農業委員会総会次第

議長 宮本君 それでは、ただ今より第25回農業委員会総会を開会いたします。
出席委員は、13名中10名ですが、定足数に達しておりますので、
総会は成立しております。

議長 宮本君 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、議長において
岡本委員、中元委員を指名いたします。
よろしく願いいたします。
次に、会期についてお諮りいたします。
本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思います。ご異議ござい
ませんか。
（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。
よって会期は、本日一日限りと決定いたします。

議長 宮本君 それでは、ただいまより議事に入ります。
議案第119号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第119号 農地法第3条第1項の規定による許可申請につい
て、申請人 外1名（田 2, 252㎡ 畑 1, 080㎡）から別
紙調書のとおり農地所有権等取得のため、農地法第3条第1項の規定
による申請があったので、許可の可否について意見を求めます。
令和4年7月15日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君
（3条-1） 調書に基づきまして、ご説明申し上げます。
整理番号1番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 田 面積937㎡ 外1筆 合計田
937㎡ 畑 112㎡です。
利用状況は一毛作です。権利の種類は所有権の移転です。
渡人は、遠方に居住し耕作管理が困難なため譲り渡すものです。
受人は、妹である渡人の要望により譲り受けるものです。
申請地は、位置図に示していますが、●●から北へ370mの距離
にある、●●に沿った農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票
のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地
域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項

各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 松村君
(3条-2)

続きまして、整理番号2番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 畑 面積 6 1 4 m² 外 2 筆 合計
田 1, 3 1 5 m² 畑 9 6 8 m²です。

利用状況は休耕及び普通畑です。権利の種類は所有権の移転です。

受人は、申請地を譲り受け農業により●●の活性化を図ろうとする
ものです。

渡人は、従兄である受人の要望により譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北へ3 0 0 m～7 0
0 mの距離にある、●●の農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票
のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地
域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項
各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で補足説明を終わります。

それでは、ご審議願います。

整理番号1番につきましては、●●委員、願います。

●番 ●●君

整理番号1番については、6月29日に関係委員と現地の調査をい
たしました。渡人のほうと受人のほうはご兄弟ということですが、相
続でこのようになったというふうに聞いております。受人のほうがも
う実際に管理をしておられるということで何ら問題はないと思います
ので、ご審議のほう願います。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

議長 宮本君

次に、整理番号2番につきまして、●●委員、願います。

●番 ●●君

整理番号2番の件ですが、6月の28日に関係委員の皆さんと事務
所の皆さんで調査をさせていただきました。周りにも何も問題はなか
ろうと思いますし、いずれ山になるんじゃないかという危惧はありま
したが、本人がそのつもりでおりますので、ご審議のほどよろしくお
願います。それから、この調書に●●の方で会社経営者ということ
になってますけれども、●●でも会社を興してまして、ちよくちよく
●●には帰ってこられるようです。よろしくご審議ほど願います。

議長 宮本君 整理番号2番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了して、整理番号1番2番 議案第119号について、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第119号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして議案第120号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第120号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、申請人(畑 334㎡)から別紙調書のとおり農地以外の目的に供するため、農地法第4条第1項の規定による申請があったので、許可の可否について意見を求めます。
令和4年7月15日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君
(4条-1) 調書に基づきまして、ご説明申し上げます。
整理番号1番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 畑 334㎡です。
利用状況は休耕です。
申請人は、申請地に自己用住宅を建設するものです。
申請地は、位置図に示していますが、●●から北西へ約1kmの距離にある、●●に沿った農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号1番の農地区分は、都市計画法による用途地域内の農地であり、第3種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。
以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君 補足説明を終わります。
それでは、整理番号1番について、●●委員、お願いします。

●番 ●●君 整理番号1番ですが、6月29日に関係委員と現地の調査をいたしました。周辺はすでに宅地化、団地の中にある土地でありまして、周辺

も何ら影響はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号1番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了して、整理番号1番 議案第120号について、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第120号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして議案第121号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第121号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請人 外4名(田 2,019㎡ 畑 278㎡)から別紙調書のとおり農地転用を目的とする所有権等取得のため、農地法第5条第1項の規定による申請があったので、許可の可否について意見を求めます。
令和4年7月15日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君
(5条-1) 調書に基づきまして、ご説明申し上げます。
整理番号1番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 田 面積40㎡です。
受人は、●●に在住する個人で、申請地を祖父より譲り受け自己用住宅を建設するものです。
渡人は、受人の要望に応じて譲り渡すものです。
申請地は、位置図に示していますが、●●から北へ約2.5kmの距離にある、●●に沿った農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号1番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-2) 続きまして、整理番号2番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 田 面積970㎡です。

受人は、●●で不動産業を営む法人で、建売住宅4区画を建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じて譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北へ約1.6kmの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきましては、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号2番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。

「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-3)

続きまして、整理番号3番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積333㎡です。

受人は、●●に在住する個人で、申請地を親より譲り受け自己用住宅を建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じて譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南へ750mの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号3番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-4)

続きまして、整理番号4番でございます。

説明の前に訂正がございます。備考欄に第2種農地とありますが、第3種農地の間違いでございます。お詫び申し上げますとともに、訂正をお願いします。それではご説明申し上げます。

申請地は、●●●番● 地目 畑 面積278㎡です。

受人は、●●で電気設備を営む法人で、申請地に自己用駐車場を建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じて譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南東へ150mの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号4番の農地区分は、特定施設の概ね300m以内の農地であり、第3種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-5)

続きまして、整理番号5番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積169㎡外3筆 合計 田 676㎡です。

受人は、●●に在住する会社員で、申請地を譲り受け、自己用住宅及び貸駐車場を建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じて譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南へ720mの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号5番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番から2番につきましては、●●委員、お願いいたします。

●番 ●●君

整理番号1番、2番ともに6月29日に関係委員と現地の調査をいたしました。今、事務局から説明がありましたように許可基準を満たしておりますし、現地を見ましても周囲への影響はないと思いますので、妥当と考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号1番2番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

議長 宮本君

次に、整理番号3番4番につきまして、●●委員、お願いします。

●番 ●●君

整理番号3番4番についてですが、現地調査をいたしましたが、何ら問題ないと思われますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号3番4番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

次に整理番号5番につきまして、●●委員、お願いします。

●番 ●●君

ただ今、事務局から説明がありましたように、この現場は●●委員の家のすぐ隣ということですので、●●委員がよく知っておられると

思いますけれども、私も●●に出るたびにここをずっと見ておりました。隣にアパートがありますし、アパートの駐車場もあります。その隣ということで、別に問題ないと考えます。

議長 宮本君 整理番号５番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 質疑を終了ましてし、整理番号１番から５番まで 議案第１２１号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第１２１号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして、議案第１２２号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第１２２号 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
別紙調書のとおり農用地利用権等設定のため、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、柳井市長より別紙のとおり意見を求められたので、この会の意見を求めます。
令和４年７月１５日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君 それでは、農用地利用集積計画一覧表【農地中間管理事業】をご覧ください。市長より令和４年７月１５日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。
山口県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益財団法人やまぐち農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画です。
以上の計画申請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件をみたしていると考えます。
以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君 これはほとんど伊陸のほ場整備にからんでの新しく法人が二法人できたものに対しての案件でございます。
他に質疑はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑が無いようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 質疑を終了して、議案第１２２号について、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員異議なく挙手）

全員挙手と認めます。

よって、議案第１２２号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして、議案第１２３号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第１２３号 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用配分計画案の決定について

別紙調書のとおり農用地利用配分計画案決定のため、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、柳井市長より別紙のとおり意見を求められたので、この会の意見を求めます。

令和４年７月１５日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄

調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君 農用地利用配分計画一覧表（案）をご覧ください。

市長より令和４年７月１５日付けで農用地利用配分計画案の決定を求められています。

計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人やまぐち農林振興公社の要請により、市が公社に提出するものです。

なお、本配分計画案の決定後、議案第１２２号の農用地利用集積計画の公告により、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君 補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
質疑は、何かございますでしょうか。

質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 質疑を終了して、議案第１２３号について、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員異議なく挙手）

全員挙手と認めます。

よって、議案第 1 2 3 号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君

以上をもちまして総会は閉会とします。

(閉会 午前 9 時 2 6 分)